○北陸地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・五・五号　小立野線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市飛梅町、石引四丁目、三丁目、二丁目及び一丁目地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千百九十五号富山高岡広域都市計画道路事業三・五・百十三号二口北野線

三　事業施行期間　自平成八年十二月六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市小川字木村一八一五番から同市小川字北川原七八〇番一まで	前	一三・二五～三五・〇〇メートル	〇・七四五キロメートル
	後	一七・〇〇～三五・〇〇メートル	〇・七四五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	村上市小川字木村一八一五番から同市小川字北川原七八三番一まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号、四百三号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区美の里二六二番一から同市中央区美の里二六一番一まで	前	一四五・四七～一七五・五四メートル	〇・〇二二キロメートル
	後	一二四・〇九～一七五・五四メートル	〇・〇二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号、四百三号及び四百五十九号	新潟市中央区美の里二六二番二から同市中央区美の里二六一番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十九日

○中部地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野県木曽郡上松町大字上松二〇二五番四から同郡木曽町福島四三一七番まで	前	ＢＡ　九・〇〇～八・〇〇メートル	七二・〇〇～一〇五・〇〇メートル	三・〇〇キロメートル 二・八〇〇メートル 二・〇〇〇メートル
	後	ＢＡ　九・〇〇～一四・〇〇メートル	七二・〇〇～八七・〇〇メートル	三・〇〇キロメートル 二・八〇〇メートル 二・〇〇〇メートル

上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号